

三次市史跡寺町廃寺跡発掘調査検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年5月31日

三次市教育委員会
教育長 松村 智由

三次市史跡寺町廃寺跡発掘調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡寺町廃寺跡発掘調査事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するとともに、専門的な見地からの指導助言を求めるため、史跡寺町廃寺跡発掘調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、事業に関し、指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、埋蔵文化財等の専門的知識を有する5人以内の者で構成し、教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 検討委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、また、やむを得ず欠席するときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 検討委員会に2人のオブザーバーを置き、教育委員会が委嘱する。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会文化と学びの課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月 日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。